

会員各位殿

平成 25 年 4 月 1 日
自治会長 安東 進

亀が岡自治会、活動方針

本年度より規約の一部を改正し、会長職の期間を 1 年から 2 年に変更しました。自治会は、行政機関、小坪地区連合会等との連絡を密にして、目的を達成することが大切だと思います。役員、班長の業務一部見直し、役員の任期、および増員と各班の一部是正などを、再度検討したいと思います。

25 年度の活動としては、環境問題へのさらなる対応、災害協力と防災意識の向上、住民の交流、高齢化社会への対応（見守りパートナー、行事の充実）、犯罪防止運動の推進、亀が岡団地、自治会の発足 50 周年「かめがおか」会報、記念誌の発行、さらに多くの会員が楽しく参加できるイベント運営などを皆さんの協力で実施していきたいと思います。

具体的基本計画

新しく移住してきた方や自治会未加入の人に、サークル、行事案内などを通じて加入を要請する

- 1) 犯罪抑止のために、チェックポイントに防犯カメラの設置を検討する
- 2) 会員の親睦会として、日帰りバスツアー旅行等の実施
- 3) 亀が岡自治会のホームページで自治会活動の情報を積極的に発信
- 4) ゴミ問題、犬、猫の糞害、防災、防犯問題などの多様な環境対策に取り込む。
- 5) KBB（防災、防犯対策のチーム）運営として、各自のできる範囲で参加し、自治会で役割を指導
- 6) ミニバス最終便の延長を、再度、京急に要請（日祝、土）
- 7) 班長会議の開催（懸案事項の報告等、6 月、12 月）
- 8) 役員、班長間の連帯、連絡等を密に、目的達成に必要な事項を推進する